

群馬大学高大接続システム改革室規程

平成 28 年 2 月 26 日 制定
改正 平成 29 年 4 月 1 日
平成 29 年 6 月 30 日

(設 置)

第 1 条 国の高大接続システム改革に基づき、その具体的方策を検討するため、学長の下に、高大接続システム改革室（以下「システム改革室」という。）を設置する。

(業 務)

第 2 条 システム改革室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜方法に係る企画・立案に関すること。
- (2) その他高大接続システム改革に関すること。

(組 織)

第 3 条 システム改革室は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 理事（教育・企画）
 - (2) 群馬大学大学教育・学生支援機構学生受入センター規程第 4 条第 3 号に定めるアドミッション・コーディネータ
 - (3) 入学試験委員会委員及び大学教育・学生支援機構学生受入センター運営委員会委員のうち、学長が指名する者 若干人
 - (4) その他学長が指名する者 若干人
- 2 システム改革室に室長を置き、前項第 1 号の者をもって充てる。

(報告及び協議)

第 4 条 室長は、第 2 条に掲げる検討結果について、学長へ報告を行い、その指示に基づき、入学試験委員会及び大学教育・学生支援機構学生受入センター運営委員会並びに関係部署と連携し対応策について協議する。

(事 務)

第 5 条 システム改革室の事務は、学務部学生受入課及び関係部署において処理する。

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、システム改革室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。